

岡崎市企業再投資促進奨励金交付要綱運用指針

令和3年10月1日

- 第1 この運用指針は、岡崎市企業再投資促進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2 要綱第3条第2号の「工場」は、物流施設や倉庫、事務所等製造や開発機能を有さない機能が過半を占める施設及び他社への賃借等により自社で使用しない施設は該当しないものとする。
- 第3 要綱第3条第3号の「研究所」は、製品の研究開発や試作品開発を行い、製品の量産や収益を直接の目的とした生産を主に行わない施設をいう。なお、物流施設や倉庫、事務所等製造や開発機能を有さない機能が過半を占める施設は該当しないものとする。
- 2 当該建物を「工場」と取り扱うか「研究所」と取り扱うかについては、原則として、工場部門と研究所部門の面積、設備投資額、従業員数等を総合的に考慮して、工場部門の比率が大きい場合には「工場」、研究部門が大きい場合には「研究所」として取り扱うものとする。
- 第4 要綱第3条第6号及び第7号の規定の運用にあたっては、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する支配関係にあり、工場等及び機械設備を設置する事業者と認定事業を実施する事業者が同一でない場合においては連名により申請することができ、要綱第4条の要件を満たす事業者は補助事業者とする。
- 第5 要綱第3条第9号の中小企業者は、第7条の規定に基づく事業認定申請を行った時点において同号に定める者に該当する者をいう。
- 第6 要綱第3条第10号の「固定資産取得費用」には、次の各号に掲げる費用は含まれない。
- (1) 事務用品など製造や開発に直接寄与しない償却資産の費用
 - (2) ソフトウェア等の無形固定資産、少額減価償却資産等の固定資産税が課税されないものの費用
 - (3) 設備のリース料、改造費及び移設費等、固定資産の取得に当たらないもの
 - (4) 中古物品の取得に要した費用
 - (5) 内製品に係る労務費、自社内部取引に要した費用及び租税公課費
 - (6) 支払い手数料及び支払い手数料として対象資産から値引きされた費用
 - (7) 親会社、子会社など別会社による資産取得費用

(8) 他社への賃貸部分に係る固定資産取得費用

- 2 工場等を建設する場合の償却資産については、第7条の事業認定の申請後に発注したものを固定資産取得費用とする。ただし、償却資産の取得までに時間を要し、認定申請後の発注では操業開始時期に影響があるなど正当な理由があるものについてはこの限りでない。
- 3 前項の「正当な理由」の承認にあたっては、事業認定申請に際して理由書の提出を求めるものとする。
- 4 要綱第3条第10号イの「償却資産」には、次の各号に掲げる資産は含まれない。
 - (1) 原則として最初に生産、研究又は開発の用に供された機械又は装置の納品日から1年以上経過して発注した資産
 - (2) 操業開始日までに納品・検収を終えていない資産

第7 要綱第3条第11号の「解雇の予告を必要とする者」は、雇用保険法、厚生年金保険法及び健康保険法の被保険者であることを要件とする。ただし、派遣労働者、請負労働者、出向者及び外国人技能実習生は含まない。

第8 要綱第6条別表の20年以上工場等が市内（新設又は増設する工場等と同一の市内）に立地していることの適用にあたり、途中で事業者の変更があった場合には、事業者の資本や役員構成、事業内容、従業員の雇用等を総合的に勘案して、継続性があると認められる場合は、両者の立地年数を通算した年数を立地年数とする。

- 2 要綱第6条別表の市内での工場等の立地期間については、20年に満たない案件であっても次の各号の全てを満たす場合に限り、事業認定申請書の提出を受け付けるものとする。
 - (1) 20年以上県内で工場等が立地していること。
 - (2) 事業認定申請の時点で、市内での立地が10年以上継続していること。
 - (3) 本市の近隣で継続して立地しており、地域の雇用や経済に多大な影響力を有していること。

第9 要綱第6条別表中「交付期間中維持すること」については、第7条に定める事業の認定申請時点から、第18条に定める奨励金を交付した年度末までとする。

第10 要綱第7条第1項の規定に基づき奨励金の交付を受けようとする者からの事業認定申請書は、要綱及び岡崎市高度先端産業立地奨励金交付要綱に基づく認定を受けた認定事業がある場合には、当該事業にかかる市からの奨励金の交付（要綱第18条第3項及び岡崎市高度先端産業立地奨励金交付要綱第19条第3項の規定により市奨励金を分割して交付する場合は、全ての分割交付）が完了していなければ受理できないものとする。

第 11 要綱第 7 条第 1 項の工事に着手する日とは、原則として、くい打ち、鍬入れや地盤改良、起工式などの工場等の建設に係る意思を対外的に示した行為に実際に着手した日をいう。

2 事業の用に供する機械及び装置を一新する場合にあつては、当該機械及び装置に係る最初の発注の日をいう。

第 12 要綱第 7 条の規定に基づく事業認定申請にあたり、要綱第 3 条第 7 号イの「自ら所有又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。（設備一新）」とは、建物（複数階ある場合は各階）に新たに設置される機械及び装置の数又は設置面積が、当該建物の機械及び装置の過半を占める場合とする。

第 13 要綱第 10 条の規定に基づき事業認定変更届出書の提出を要する事項の例は次のとおりとする。

（例示）

- ・ 事業により主に製造又は研究する製品の内容等に係る基本的事項の変更
- ・ 認定事業者の名称、代表者職氏名、所在地の変更
- ・ 工場等の立地場所の変更
- ・ 固定資産取得費用の 20% を超える減少又は 1 億円を超える減少
- ・ 操業開始時期の 6 か月を超える変更（ただし、補助金の交付年度に影響する変更は程度にかかわらず提出）
- ・ 災害その他やむを得ない理由による操業開始時期の変更（要綱第 11 条第 1 項に規定する工場等の操業開始の期日を超える場合）

第 14 要綱第 10 条の認定事業内容の変更は、固定資産取得費用を増額することはできない。

第 15 要綱第 11 条第 1 項に規定する工場等の操業開始が、災害その他やむを得ない理由により遅延するものと認められる場合、当該理由による遅延期間については、要綱第 7 条の規定による事業認定申請書を提出した日から 3 年以内の期間に含まないものとして取り扱うことができる。

2 前項の取扱いの承認にあつては、要綱第 10 条の規定に基づく事業認定変更届出書の提出に際して前項の理由を重点的に記載させるものとする。

第 16 奨励対象固定資産には、要綱第 15 条の規定に基づく奨励金交付申請書兼実績報告書の提出までに、別図により補助対象資産である旨の表示をすること。なお、本体に貼付できない場合は、台座もしくは一体の機能を成す関係する機器や基盤に合わせて表示をすること。

第 17 要綱第 15 条の規定に基づく奨励金交付申請書兼実績報告書には、次の各号に定める書類を添付すること。

- (1) 補助対象固定資産（以下、この項において奨励対象固定資産をいう。）の一覧（別に指定する書式によること）
- (2) 補助対象資産に係る税法上の固定資産台帳
- (3) 補助対象固定資産に係る注文書、契約書、請求書及び領収書の写し等
- (4) 操業開始時における常用雇用者の一覧
- (5) 「雇用保険被保険者通知書」、「(社会保険)被保険者縦覧照会回答票」等
- (6) 工事着工日に係る資料（全ての補助対象資産に係る発注日が認定申請後 30 日以降の場合を除く）
- (7) 建築基準法の検査済証（建築の新築又は増築を伴う場合に限る）の写し
- (8) 建築物に係る配置図、平面図及び立面図（竣工図。建築の新築又は増築を伴う場合に限る）
- (9) 対象工場に係る生産配置図

第 18 要綱第 16 条の規定に基づく奨励金の交付決定については、要綱第 7 条に規定する事業認定申請書に記載された固定資産取得費用（要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき固定資産取得費用の変更について事業認定変更届出書を提出した場合にあっては、その変更後のもの。）に要綱第 6 条別表に規定する補助率を乗じた額を超えないものとする。

第 19 要綱第 20 条第 1 項の規定に関わらず、同条同項第 4 号の事由が以下の場合については取消しを行わないものとすることができる。

- (1) 自己の責によらない自然災害や事故等で操業等が不可能になった場合
 - (2) 定期点検等により操業を一時的に中止する場合
 - (3) 急激な経済情勢の変化により、補助金交付決定が取り消された場合に倒産等の恐れがあると認められる場合
- 2 部分的に操業等を廃止又は休止した場合には、奨励金の交付の決定の一部を取り消すものとし、取り消しにあたっては、操業等を廃止・休止した奨励対象固定資産への補助額、面積等を勘案して決定する。

第 20 要綱は 3 年ごとを基本に、定期的に見直すものとする。

附則

- 1 この規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この規定は令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この規定は令和3年4月1日から施行する。

附則

1 この規定は令和3年4月1日から施行する。

附則

1 この規定は令和3年10月1日から施行する。

別図

令和 年度
岡崎市企業再投資促進奨励金
補助対象資産
管理番号：

備考 年度は補助金の交付を受ける年度を記載すること。